平成２３年（フ）第７１号
青森市松原３丁目14番24号　島方
債務者　須藤　亜紀
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　H―303号
債務者　渡邉　芳廣
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
長崎県佐世保市大潟町579番地
債務者　浅田由美子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
長崎県佐世保市鹿子前町391番地６
債務者　中島　加奈
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷89番地８
債務者　堀田　芳次
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
長崎県佐世保市新田町356番地
債務者　納富　由香
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
長崎県佐世保市小佐世保町３番４号、旧住所長崎県佐世保市原分町235番地の４
債務者　佐野　直子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
長崎県佐世保市天神町1894番地17　シャトレ天神201
債務者　今泉　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
長崎県佐世保市三浦町13番46号　宝ハイツ103号、旧住所長崎県佐世保市上京町７番20号
債務者　副島　義治
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
長崎県佐世保市三浦町13番46号　宝ハイツ103号、旧住所長崎県佐世保市上京町７番20号
債務者　副島美智子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷794番地６小石原団地Ｌ－１、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町永尾郷1835番地２
債務者　楠本　和利
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
長崎県佐世保市母ヶ浦町1818番地４
債務者　柄本　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
長崎県佐世保市川下町70番地５　２号室、旧住所長崎県佐世保市木宮町２番27号
債務者　田口　信悟
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４号
栃木県小山市大字乙女714番地343
債務者　矢野　　明
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５号
栃木県小山市大字乙女714番地343
債務者　矢野　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２０２号
横浜市鶴見区市場下町４番30号　雅風荘２Ｆ12号
債務者　アガバオビビエンこと　アガバオ・ビビエン・カトリコ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部